

## 日本遺産「鯨とともに生きる」情報発信拠点整備に係るプロポーザル実施要領

### 1 趣旨

日本遺産「鯨とともに生きる」（以下、「日本遺産」という。）のストーリー及びその舞台となるスポット等の情報発信を行う拠点を整備することにより、熊野灘の捕鯨文化への理解を深めるとともに、熊野地域の周遊及び滞在時間の延長促進を図る。

については、本業務の委託について、プロポーザルにより委託事業者選定を行うため、企画提案募集を行う。

### 2 事業内容

#### (1) 委託業務名

日本遺産「鯨とともに生きる」情報発信拠点整備業務

#### (2) 業務内容

下記の情報発信拠点における展示企画、展示物制作、展示物設置。  
詳細は、別紙「仕様書」のとおり。

①道の駅たいじ（和歌山県東牟婁郡太地町大字森浦143番の1）

②上記以外に、新宮市及び那智勝浦町内の3か所

#### (3) 予算上限額

金3,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

#### (4) 契約期間

契約締結日から平成29年8月31日（木）まで

#### (5) 委託契約書

選定した委託業者に対して別途委託契約書を作成する。

### 3 企画提案書について

企画提案書は、前項に留意のうえ、次により作成すること。

#### (1) コンセプト及び展示ストーリー案

※ 提案者が考えるコンセプトとそれに基づいた展示ストーリー案を提案すること。

※ コンセプトは4施設共通とする。

※ 展示ストーリー案は道の駅たいじ分のみ提案すること。

#### (2) 下記の展示制作物案

①本協議会が提供する画像を活用した捕鯨文化に関する2.5Dショートアニメーションのストーリー及び絵コンテ

②日本遺産のストーリーを紹介する展示制作物の内容及び制作数

③日本遺産の見どころを紹介する展示制作物の内容及び制作数

※ 道の駅たいじについては①から③を提案し、その他の拠点については②及び③を提案するものとする。

※ 展示制作物のうち、②及び③は1つを図面（平面図、立面図）及び説明書により提案すること。

(3) 展示スペースのレイアウト図面案

※ (1)及び(2)に基づいた、展示スペース案を提案すること。

(4) 業務体制

※ 本業務の実施体制について組織図を作成すること。

#### 4 委託事業者選定方法

(1) 業務内容に合致する事業者を選定するためプロポーザルを実施する。

(2) プロポーザルにより、業務執行能力を最も有すると判断された事業者を委託事業者として選定する。

#### 5 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行う者でないこと。

(4) 国税、県税（県内事業者のみ）について未納のない者。

#### 6 参加資格に係る提出書類

(1) プロポーザル参加事業者は次に掲げる書類を提出すること。

① 提案者の概要書（様式 1）

② 誓約書（様式 2）

③ 役員等に関する調書（様式 3）

④ 法人にあつては、財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近 1 年分）、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し（直近 1 年分）

⑤ 法人にあつては、定款又は寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人にあつては、住民票

⑥ 印鑑証明

⑦ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明

※ 発行後3ヶ月を経過していないもの。

⑧ 都道府県税について未納がない旨の証明書（県内事業者のみ）

(2) 提出書類の留意事項

① 正本1部を提出すること。〈持参・郵送いずれも可。〉

② 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

③ 本協議会が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。

④ 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格（業務種目大分類：特殊設備保守管理、小分類：展示・映像等）を有する者については、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより（1）の③～⑧の提出書類を当該書類に代えることができる。

(3) 提出期限

平成29年5月29日（月）17:00まで

## 7 プロポーザル説明会

プロポーザル参加希望事業者向けに説明会を開催するので参加申込書（様式4）を提出すること。〈持参・郵送・FAXいずれも可。〉

なお、当該説明会に出席しない事業者はプロポーザルに参加できない。

(1) 開催日時：平成29年5月15日（月）14:00

(2) 開催場所：和歌山県庁 東別館 5階 5-A会議室

※都合により、時間及び場所を変更することがある。

(3) 申込期限：平成29年5月10日（水）17:00まで

## 8 プロポーザル参加表明及び質問票の提出

(1) プロポーザルに参加する意思のある事業者については、参加表明書（様式5）を提出すること。〈持参・郵送・FAX〉

また、企画提案に関する質問がある場合は、質問票（様式6）を提出すること。  
〈メール・FAX〉

(2) 参加表明及び質問票提出期限：平成29年5月18日（木）17:00まで

## 9 プロポーザル提案書等の提出

(1) プロポーザル参加者は、「企画提案書（様式任意）」を5部提出すること。  
〈持参・郵送・宅配いずれも可。〉

(2) 見積書（様式は任意だが、次の①～④に留意すること）（1部）

① 一式計上は認めない。企画・取材・制作・管理費等明細を記載すること。

② あて先「熊野灘捕鯨文化継承協議会 会長 山西毅治」

③ 見積者は、契約締結権を持つ者とし、その者の印を押印すること。

④ 見積額には消費税及び地方消費税の額を含めるものとし、その額を明記すること。

※ 見積額が上記 2 (3) の予算上限額を超えた場合は失格とする。

(3) 企画提案書・見積書提出期限：平成 29 年 5 月 29 日（月）17:00 まで

## 10 プロポーザル実施方法等

(1) プロポーザル参加事業者からあらかじめ提出された提案書に基づき審査会においてプレゼン審査のうえ総合的に評価し、決定する。

(1) 実施日時：平成 29 年 5 月 31 日（水）

※開始時間はプロポーザル参加事業者に別途通知する。

(2) 実施場所：太地町公民館（和歌山県東牟婁郡太地町太地 3077-13）

(2) プロポーザルの結果については、各参加事業者に書面（郵送）にて通知する。

## 11 その他特記事項

(1) 提出した書類・提案書は返却しない。

(2) プロポーザル参加に要する一切の経費は、参加事業者の負担とする。

(3) 企画内容の一層の充実を図るため、発注者との協議のうえ採用となった企画提案をもとに委託費の範囲内で変更する場合がある。

(4) 別添仕様書を熟読すること。

## 12 各関係書類提出場所

熊野灘捕鯨文化継承協議会事務局（和歌山県商工観光労働部 観光局 観光振興課内）

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1-1

電 話： 073-441-2777

F A X： 073-432-8313

E-mail： takahashi\_y0018@pref.wakayama.lg.jp

担当： 高橋

## 13 スケジュール 再掲

(1) プロポーザル説明会及び参加申し込み

【説明会日時】 平成 29 年 5 月 15 日（月）14:00

【場所】 和歌山県庁 東別館 5 階 5-A 会議室

【申込期限】 平成 29 年 5 月 10 日（水）17:00 まで

(2) プロポーザル参加表明書及び質問票

【提出期限】 平成 29 年 5 月 18 日（木）17:00 まで

(3) プロポーザル提案書、見積書及び参加対象資格に係る書類

【提出期限】 平成 29 年 5 月 29 日（月） 17:00 まで

(4) プロポーザル実施

【実施日時】 平成 29 年 5 月 31 日（水）

【実施場所】 太地町公民館（和歌山県東牟婁郡太地町太地 3077-13）

・ 決定通知

【決定通知】 プロポーザル審査実施日から 1 週間程度